

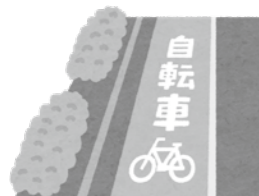
福島県で「自転車条例」が制定されました

※「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(令和3年10月12日施行)



自転車も車両です。車両の運転者として交通ルールを守り安全に利用しましょう。

交通ルールを守りましょう



- 自転車は**車道が原則**、歩道は例外
- 車道は**左側を通行**
- 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- 安全ルール、マナーを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間は**ライトを点灯**
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ・**ながら運転(スマホやヘッドホン使用、傘さし)の禁止**
- 歩道への駐輪など、**違法駐輪・放置はやめましょう。**



交通事故防止対策等に努めましょう

- 自転車の側面から確認できる**反射器材**を装着しましょう。夜間の道路横断時に車から発見されやすくなります。
- 他車両との衝突や自らが転倒した際の被害軽減のため、**ヘルメット**や腕・膝のプロテクター、手袋などの着用を努めましょう。



自転車の点検整備 防犯対策に努めましょう

- 自転車の**乗車前に点検**を行いましょう。(ハンドル、ブレーキ、タイヤの空気圧、ライト等の確認)
- 定期的に自転車整備士による点検・整備を受けましょう。
- 盗難防止のため、自転車に施錠する、防犯登録を受けるなど、防犯対策に努めましょう。



※自転車損害賠償責任保険等への加入が「義務」となりました(令和4年4月1日から)。

※詳しくは福島県ホームページをご覧ください。

福島県 自転車条例



確定申告は『スマホ・タブレット』でスムーズに！

確定申告はスマートフォン・タブレットから「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です。時間・場所を問わず利用できるため、申告書作成会場の混雑とも無縁です。

さらに、端末のカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、該当項目が自動入力されます。新型コロナウイルス等の感染防止の観点からもぜひご自宅からの手続きをご利用ください。

※須賀川税務署の令和3年分所得税等の確定申告書作成会場(須賀川労働福祉会館)は3月15日(火)で終了です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等が困難な方は、期限を延長することができます。

- 問い合わせ先 須賀川税務署 ☎ 75-2194

鏡石町の令和3年分確定申告期限は延長ありません(3月15日(火)終了)。

- 問い合わせ先 町確定申告会場 ☎ 62-6500 税務町民課 ☎ 62-2114



確定申告書等作成コーナー



春は火災の起きやすい季節です！

春の火災予防運動実施期間：3月1日(火)～7日(月)

全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」



①「枯れ草火災」に注意しましょう！

これからの時季は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況になります。

特に春先は「枯れ草火災」が多く発生しています。火災のほとんどは、「目を離したため」「風にあおられたため」周囲に延焼拡大しています。

火入れを行う場合には、「消火の準備をする」「その場を離れない」「後始末をきちんとする」など、細心の注意をお願いします。

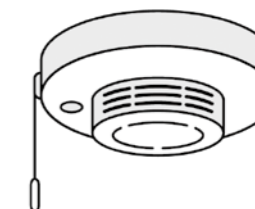
屋外での野焼きは原則禁止されています。害虫駆除のための野焼きは町総務課(☎ 62-2111)で許可を得て、消防署への届出も忘れないようにしてください。



② 住宅用火災警報器の取付支援サービスを行っています

須賀川消防署鏡石分署では、住宅用火災警報器の取付支援サービスを行っています。鏡石町に居住する方で、住宅用火災警報器の取付が困難な方や取付方法が分からない方は、お気軽に鏡石分署までご相談ください。

- 問い合わせ先 須賀川消防署鏡石分署 ☎ 62-4511



鏡石中学校放送委員会がお知らせします！

2月14日(月)、15日(火)の両日、鏡石中学校放送委員会の生徒7人が須賀川消防署鏡石分署を訪れ、春の火災予防運動期間中に放送する防災無線の録音作業を行いました。

この日のために練習してきたという生徒たちは、消防署の録音設備を前に多少緊張した様子でしたが、昼の部と夜の部それぞれの原稿をしっかりと読み上げていました。今回録音した防災無線は、3月1日(火)～7日(月)の春の火災予防運動期間中、7人の生徒が録音した内容が日替わりで昼(9時55分)と夜(18時45分)にそれぞれ放送されますので、ぜひお聞きください。

